

## 鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の中小企業者等が事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定、その実効性向上のためのBCPの改善及び必要な防災措置並びに地域住民の安心・安全に資する活動を行う場合に要する経費を支援し、もって県内中小企業等の災害対応力の強化を図るとともに、地域全体の防災力向上を推進することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める中小企業者であって、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するもの。
- (2) 前号に掲げる者のほか、鳥取県と災害時応援協定を締結しているなど、商工労働部長が本補助金による支援が必要と認める者

2 この要綱において、「BCP（Business Continuity Plan）」とは、災害や事故など予期せぬ出来事が発生した際に、事業への影響を最小限に抑えるとともに、停止した事業を目標とする時間内に再開させるため、予め定めておく行動計画であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) BCPで対象とする重要な業務とその目標復旧時間が設定されていること。
- (2) 非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められていること。
- (3) 非常時に不可欠となる物資の備蓄やデータのバックアップ等、最低限の事前対策が計画されていること。
- (4) 社員や非常時に連絡すべき重要な顧客・取引先等の連絡先が整備されていること。
- (5) 社内での教育や演習、BCPの継続的な改善方法が定められていること。

3 この要綱において「専門家」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 特定非営利活動法人事業継続推進機構が認定する事業継続主任管理者の資格を有する者
- (2) 国際標準化機構が定めた規格ISO22301（2012）又は英国規格協会が定めた規格BS25999の認証を取得している企業において、中心となって事業継続マネジメントシ

システムの運用を実践している者

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる期間に実施した事業を対象として、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（国、市町村その他の団体からの補助等の対象となるものを除く。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とし、同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、商工労働部長が別に定める書類を添付するものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、

仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1） 本補助金の増額を伴う変更
  - （2） 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - （2） 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、商工労働部長が別に定める書類を添付するものとする。
- 4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金の支払い）

第9条 知事は、規則第18条第1項の通知の後、速やかに補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(財産の処分制限)

第 10 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第 6 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(雑則)

第 11 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(BCP 策定支援補助要綱の廃止)

2 鳥取県中小企業 BCP 策定支援事業補助金交付要綱(平成 28 年 6 月 21 日付第 201600049875 号商工労働部長通知。以下「旧 BCP 策定支援補助要綱」という。)は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、改正前の鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)又は廃止前の旧 B C P 策定支援補助要綱に基づき補助金の交付決定を受けた事業の取扱いについては、それぞれ、なお従前の例による。

4 改正後の鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)別表中「7 利用回数」の欄の規定の適用については、旧要綱に基づき実施した事業の実績を新要綱に基づく「中小企業災害対応力強化支援事業(防災措置型)」の利用実績と、旧 BCP 策定支援補助要綱に基づき実施した事業の実績を新要綱に基づく「中小企業災害対応力強化支援事業(BCP 策定・改善型)」の利用実績とそれぞれみなす。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金交付要綱に基づき補助金の交付決定を受けた事業の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 補助事業	中小企業災害対応力強化支援事業		
	防災措置型	地域連携型	BCP 策定・改善型
2 補助対象者	BCP を策定し、又は策定しようとする県内の中小企業者等のうち、県内に所在する事業所におけるBCP の実効性の向上や災害対応力の強化のため必要な防災措置を行おうとするもの。	BCP において地域住民の安心・安全に資する活動等を定めている県内の中小企業者等で、自治会・町内会等と当該活動にかかる協定等を締結しているもの。	BCP の策定又は改善を行おうとする県内の中小企業者等
3 補助期間	交付決定の日から交付決定を受けた年度の3月31日まで		
4 補助対象経費	<p>BCP の実効性向上や災害対策の強化を行っていく上で必要となる以下に掲げる防災設備の導入等（災害等発生時以外の平時において専ら使用されうるもの又は法令上備え付けることが義務付けられているものの購入を除く。）に要する経費。</p> <p>ただし、当該導入等に関連する経費であっても、直接人件費、設備導入等以降に必要となるリース経費、維持管理経費等は対象としない</p> <p>(1) 自家発電装置、蓄電池等の購入及び設置に要する経費</p> <p>(2) 緊急地震速報システム、従業員等の安否確認を行うためのシステムの導入に要する経費</p> <p>(3) 非常時対応のための通信機器等の導入に要する経費</p> <p>(4) データバックアップサーバー、データバックアップシステムの導入に要する経費</p> <p>(5) 飛散防止フィルム、転倒防止装置等の購入及び設置に要する経費</p> <p>(6) 土嚢、止水板、排水ポンプ等の購入に要する経費</p> <p>(7) 従業員の安全確保のために必要となる備蓄品（非常食、簡易トイレ、毛布等）の導入に要する経費</p> <p>(8) その他商工労働部長が必要と認めた措置に要する経費</p>	<p>BCP に基づき地域住民の安心・安全に資する活動等を行う場合に必要となる以下に掲げる備品及び備蓄品の導入等（災害等発生時以外の平時において専ら使用されうるもの又は法令上備え付けることが義務付けられているものの購入を除く。）に要する経費。</p> <p>ただし、当該導入等に関連する経費であっても、直接人件費、設備導入等以降に必要となるリース経費、維持管理経費等は対象としない。</p> <p>(1) 電力の地域開放（蓄電池、自家発電機、災害用携帯充電器等）に要する経費</p> <p>(2) 地域住民に提供する備蓄品（非常食、簡易トイレ、毛布等）の導入に要する経費</p> <p>(3) 社屋等を避難所として提供する場合（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村長により「指定緊急避難場所」に指定されているものに限る。）に必要となる設備等（土嚢、止水壁、排水ポンプ等）の導入に要する経費</p> <p>(4) その他商工労働部長が必要と認めた措置に要する経費</p>	<p>専門家を活用したBCP策定又は改善に要する経費で、次に掲げるものを対象とする。</p> <p>ただし、専門家の関わり方としては、専門家自らが直接改善支援を行う、又は総括的に進捗管理を行うことを要件とする。</p> <p>(1) コンサルティング料、謝金</p> <p>(2) その他（旅費、消耗品、通信運搬費など）BCPの改善に必要な経費</p>
5 補助率	2分の1	3分の2	2分の1
6 限度額	50万円（ただし、第4条第2項により算定した額が30万円に満たない場合は、本補助金を交付しない。）	100万円（ただし、第4条第2項により算定した額が30万円に満たない場合は、本補助金を交付しない。）	15万円
7 利用回数	対象者につき1回を限度とする。	対象者につき1回を限度とする。	対象者につき策定・改善の区分に応じ、それぞれ1回を限度とする。



様式第2号（第5条関係、第7条関係、第8条関係）

〇〇年度鳥取県中小企業災害対応力強化支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助事業総額		

2 支出の部

（単位：円）

経費内容	発注先／所在地	補助事業に要する経費	補助対象経費	負担区分	
				補助金負担	自己負担
小計（※補助率1/2） （※補助金負担は千円未満切り捨て）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

- (注) 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限り。
- 2 やむを得ない事情で県外事業者へ業務の委託又は工事請負契約の発注を行おうとする場合は、この要綱第4条第4項の規定に基づき、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出し、県に協議すること。
- 3 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
- 4 必要に応じて行を増やして使用すること（1ページに収まらなくても構わない）。



県外発注理由書

経費内容	発注先（事業者名／所在地）	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注でなければなら ない理由

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

○○年度鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、○○○○○○○○とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金○○○○○○円

(2) 交付決定額 金○○○○○○円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、○○○○とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の決定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金交付要綱（平成30年10月30日付第201800196375号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 委託及び工事請負に係る経費に関する取り扱い

県外事業者へ業務を委託する経費及び県外事業者を相手方とする工事請負契約に係る経費については、交付決定時に認められた相手方以外への支出は、補助対象経費として認められない。変更を希望する場合は、事前に県に協議し、県の承認を得ること。なお、現時点の申請内容において協議が必要となる委託又は工事請負契約に係る経費は、様式第2号に記載した経費及び申請書に記載のない委託に係る経費とする。



鳥取県知事 様

所在地  
名称  
代表者名 印

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金〇〇〇〇〇〇〇円
  - (2) 補助対象経費の額 金〇〇〇〇〇〇〇円
  
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）  
金〇〇〇〇〇〇〇円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金〇〇〇〇〇〇〇円
  
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）  
1の(1)  
 $(3 - 2) \times \frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$  金〇〇〇〇〇〇〇円  
1の(2)

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。